

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）組織規程（平成10年9月1日規程第8号）第2条第2項に規定する市民活動センターたちかわ（以下「センター」という。）の運営について定めることを目的とする。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動、その他の市民活動の普及に関する事
- (2) ボランティア活動、その他の市民活動の情報収集及び提供に関する事
- (3) ボランティア活動、その他の市民活動の研修に関する事
- (4) ボランティア活動、その他の市民活動の調査、研究に関する事
- (5) ボランティア活動、その他の市民活動の連絡及び調整に関する事
- (6) その他、ボランティア活動など、市民活動の推進、支援に関する事

(運営委員会)

第3条 センターの円滑な経営と効果的な事業運営を行うために運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第2条に掲げる事業の企画及び推進に参画する。

3 委員会は、20名以内で組織し、次に掲げる者の中から選出した者をもって構成し、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア団体
- (3) 特定非営利活動法人団体
- (4) ボランティア活動推進団体
- (5) 企業
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般市民
- (8) 社協理事
- (9) その他、社協会長が認めた者

4 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長にあつては、社協理事会により選任された者をあて、副委員長にあつては、委員長が委員の中から指名した者とする。

5 委員会は、委員長が招集する。委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 委員に欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第4条 委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長の諮問する事項に関して協議する。

3 専門委員会の必要事項は、委員長が定める。

(委任)

第5条 この規程の施行に際し定めのない事項は、社協会長が委員長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。